

**平成23年度第4回府中市障害者計画推進協議会  
会議録**

- 日 時：平成23年12月14日（水） 午後2時～3時30分
- 場 所：府中市役所 北庁舎3階 第3会議室
- 出席者：＜委員（敬称略）＞  
高倉義憲、下條輝雄、山本博美、野村忠良、石見龍也、中川さゆり、  
真鍋美一、宮地幸、葛岡裕、蜂須米雄、鈴木政博、見ル野一太、荒畑正子、  
河井文  
＜事務局＞  
福祉保健部長、福祉保健部次長、障害者福祉課長、障害者福祉課長補佐、  
援護担当主査、精神保健担当主査、自立支援係長、小野崎事務職員、  
菅原事務職員
- 傍聴人：あり（1名）
- 議 事：1 会議録について  
2 第3期府中市障害福祉計画（素案）について  
3 パブリックコメントについて  
4 次回日程について  
5 その他
- 資 料：資料1 平成23年度第3回府中市障害者計画推進協議会会議録（案）  
資料2 第3期府中市障害福祉計画（素案）  
資料3 障害福祉計画策定までの流れ  
参考1 府中市における身体障害者数の部位別推移

## 1 開会

○事務局： 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより平成23年度第4回府中市障害者計画推進協議会の会議を始めさせていただきます。

(※資料の確認)

(※事務局より、杉本委員、増田委員、藤巻委員、山岡委員が欠席する旨を報告)

## 2 議事

### (1) 会議録について

○会 長： お寒い中、ご参集いただきまして、どうもありがとうございます。

早速、次第に従いまして、議事を進めていきたいと思っておりますけれども、毎回お伝えしていますように、この会議は公開ということになっております。傍聴の方がいらっしゃいましたらご入場いただきたいと思っております。傍聴の方がいらっしゃいましたら、ご案内ください。

[傍聴者入場]

傍聴の方がご着席されましたので、お手元の議事に従って、早速、会議に入っております。

1番目の議事でございますが、前回の会議録についてでございます。事務局から説明をお願いします。

(※事務局より資料1について説明)

○会 長： はい、ありがとうございました。皆様のお手元の議事録は、今日が初見でございます。今、事務局から報告がありましたように、21日締め切りということで、修正などございましたら事務局へご連絡をいただきたいと思っております。

これまでのところで何か、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会 長： よろしければ、次の議題に進めさせていただきます。

### (2) 第3期府中市障害福祉計画(素案)について

○会 長： 次第の2番目、第3期府中市障害福祉計画素案についてでございます。それでは、事務局から説明をお願いします。

(※事務局より資料2 第1章について説明)

○会 長： ありがとうございました。

今、事務局から第1章につきまして、これまでの経過、障害者福祉の動向等についての説明がありました。

この会議の位置付けも皆さん方十分ご承知のこととは思いますが、改めまして、

この第1章の部分につきまして、少し時間をとりますので、ご質問ですとかご意見とかございましたら、お願いいたします。

○委員： 3ページの「計画の位置付け」のところで、頭にある「府中市総合計画」という一言なんですけど、ここにもありますように、この総合計画が第5次府中市総合計画になっているので、そこの第5次を入れたほうが、どこの計画に基づいて立てられた福祉計画で、その中の障害福祉計画という位置付けがより明確になるかなと思いました。

○会長： ありがとうございます。今のご意見につきまして、何か事務局からコメントはありますか。

○事務局： 今、ご意見がありました部分につきましては、府中市の第5次総合計画が平成25年度までを計画期間としており、この障害福祉計画が平成24年度から平成26年度を計画期間としております。第5次と第6次にまたがることから、この部分については省略したという経緯がございます。

○委員： わかりました。

○会長： その他、何かご意見、ご要望等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長： 特になければ、次の第2章に移らせていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(※事務局より資料2 第2章について説明)

○会長： ありがとうございます。12ページ、13ページが皆さん方、一番ご関心があるところかなと考えております。

この委員のメンバーには自立支援協議会の方もいらっしゃいますし、施設の役員の方もいらっしゃいます。また、関連機関の方もいらっしゃいますので、ぜひこの12、13ページにつきましてご意見、ご要望がございましたら賜ればと考えております。

○委員： 9ページの知的障害者手帳所持者の下の表ですが、4級になっているのは、これは4度の間違いかなと思いました。それが1点目です。

それから、あと11ページの障害手帳所持者の推移のところ、上の文章が「精神福祉手帳の所持者の割合が特に高くなっています」とありますが、実際にグラフを見ると手帳の割合の高いのが身体障害者手帳の方なので、ここで言わんとしているのは、多分「精神保健福祉手帳の所持者の伸び率が高い」ということではないかと思えます。ちょっと誤解を生んでしまう表現かと思いました。

以上、2点です。

○会長： ご指摘、ありがとうございます。

1点目につきましては、確かにこれは単なるワープロの打ち間違いでございます。

2点目につきましては、事務局をお願いします。

○事務局： ご指摘いただいたとおりですので、「伸び率が高くなっている」という形に修正させていただきます。ありがとうございます。

○会 長： その他、いかがでしょうか。

○副会長： 7、8、9ページのグラフに、全角の数字と半角の数字が混在しているので、どちらかにあわせたほうが見やすいと思います。

○会 長： ありがとうございます。では、事務局は調整をよろしくお願いします。その他、いかがでしょうか。

○委 員： 今のところ、9ページですが、平成18年「度」という形と「度」がついていない形とありますが、どちらが正しいのでしょうか。

○会 長： ご指摘いただきまして、ありがとうございます。

○事務局： ご指摘ありがとうございます。「度」がついている方が正しい形でございます。ポイントの半角・全角のところも含めて、もう一度よく確認いたしまして、見やすいものとさせていただきます。

○会 長： はい、ありがとうございます。他にはございませんでしょうか。

○委 員： 12ページの現状アンケート調査、自立支援協議会からの声のところ、日中活動系サービスですが、重度の身体障害者の卒業ということが書かれていますが、身体障害者だけではなく、知的障害者も卒業後の行き場が非常に足りないという話が出ています。今の高2、高1だけで合わせて80名程度の方が卒業することになっていて、そのうちの約7割が福祉的就労をするのではないかということです。50名近くの知的障害の方が来年、再来年、その次という形で卒業してくるということで、身体に限らず、ここでは知的障害の方についても加えておいてほしいと思います。

○会 長： ありがとうございます。身体障害の方だけではなくて、知的障害の方も含めてほしいというと、言葉で言うと重度の障害者というような形がいいのか、重度の身体及び知的という形がわかりやすいですかね。

○委 員： ただ、重度とも限らない。

○会 長： 限らないですね。

○委 員： 特別支援学校に通われている時点で何らかの障害を持っておられるので、「特別支援学校卒業生が見込まれる」というほうがよろしいのではないのでしょうか。

○会 長： そのほうがシンプルかもしれませんね。

この辺は身体障害ということで限定しないで、事務局と正副会長で、わかりやすい、皆さん方のご要望にあった文言に変えさせていただきたいと思います。それでよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

その他、いかがでしょうか。

○委 員： 同じく12ページの一番下、就労支援の部分の黒丸の一番下ですが、この部分だけがもっと業種を多くしてほしいという要望の表現になっています。

他のところは、課題点として指摘しているような表現が、ここだけがなぜか業種を多くほしいと。この表現の仕方に少し違和感を覚えます。

○会 長： ありがとうございます。これも預かりにさせていただきます。確かに、ご指摘のとおりですね。

その他、いかがでしょうか。いずれ市長に提出することになりますので、今のうち、「てにをは」も含めまして、変だなというところ等をご指摘ください。ちょっと時間をとらせていただきますので、じっくりお読みいただきたいと思います。

いかがでしょうか。私もちょっと気がついたのが、住まいの場についての最初の黒丸ですが、ここだけ体言どめになってますね。あとはみんな、「ない」とか、「いる」とか、文章になっています。（「ああ、そうですね」と呼ぶ者あり）

内容的にはいかがでしょうか。事務局で、今までのアンケートだとか、いろんな声をまとめていただきましたが、それでほぼ網羅されて、パーフェクトじゃないにしても網羅されているということであればいいのですが、これが足りないよというところがありましたら、聞かせていただきたいと思います。

○副会長： 12ページの訪問系サービスについてのところで、書いてある内容はこのとおりですけども、この内容に関して課題の2つ目に「サービス利用計画の活用」と書いてありますけども、サービス利用計画を活用すれば、左側の声が解消されるかということ、ちょっと違和感があるので、文言を変えたほうがいいと思います。

○会 長： ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

○委 員： 13ページの住まいの場についてですけど、身体障害のある人が利用できる共同生活介護事業、そのケアホームがないということですけど、今後つくる予定でしょうか。

○会 長： これらに何か、事務局から何かコメントはありますか。

○事務局： この住まいの場については、アンケートや自立支援協議会側の声ということで、現実にこういったご意見がありましたので、ここに記載させていただいたとおりです。

今のご質問の、今後の見込み、予定等についてですが、現在のところ1カ所身体障害の方のケアホームの建設についてご相談を受けているところがあります。

その他にも、今後、重度の身体障害の方のケアホーム建設について考えていただいている法人がごございます。

現状は以上のとおりです。

○会 長： よろしいですか。この文言そのものは、このままでよろしいですね。

その他、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会 長： それでは、時間も関係もごございますので、とりあえず、ここで次の章へ移り

たいと思います。また、何かございましたら、遠慮なく事務局にご連絡をいただければと思います。

それでは、第3章を、事務局から説明をお願いします。

(※事務局より資料2 第3章について説明)

○会 長： ありがとうございます。ボリュームが多かったのでご理解ができなかった部分もあるかとは思いますが、17ページあたりに戻っていただいて、この辺はよくわからない、もしくは、ちょっとこの数値は変なんじゃないかというようなことも含めて、ご質問、ご要望等ございましたらお願いしたいと思います。

ちょっと時間をとらせていただきたいと思います。

○委 員： 26ページの相談支援サービスのところで、伺いたかったのは計画相談支援の算定根拠ですが、教えていただいて助かりました。

あとは、見込みの確保のための方策のところ、「委託相談支援事業者、指定相談支援事業者などと連携し」ということですが、その連携の方法として何かお考えになっていらっしゃるのかというのも伺えたらと思います。

例えば、委託相談支援事業者だと、会議を行っているので、そういうものを活用なさるのかなど、もしお考えがあれば教えてください。

それが1つ目の質問で、2つ目の質問が、国とかの指示待ちということで、入院中の精神障害者の地域生活移行については、まだ数が出ていないと思うのですが、それができ上がったら、サービスの見込み量及び見込み量の確保のための方策にも落とし込むようになるのかどうか、それも教えていただけたらと思います。

○会 長： ありがとうございます。以上2点のご質問ですが、事務局で回答できればお願いします。

まず最初は、連携は何か具体的に考えていくのかという、26ページのところです。

○事務局： まず1点目のご質問についてですが、この相談支援サービスの変更というのは、障害者自立支援法の法改正の4月施行分で改正されます。

現実的なお話をさせていただきますと、サービス計画を支給決定前に案を作成し、支給決定後に計画を作成し、その後、モニタリングを行うという形になっているのですが、本市だけでなく、どこの自治体もこのサービス計画の給付、その提供について、この3年間で全ての方に提供するのは困難と予想されているというのが実際のところです。

そうはいつでも法的にはそのようになっており、また、それを目指して各自治体及びその相談支援事業所が取り組むべきということになっております。ここにつきましては、具体的には今月の20日にあります相談支援事業所との連絡会に私どもも伺いまして、今後の取り組み方法についてのご相談をさせていただくとともに、4月までにできること、それから4月以降、実際に動き始めての現状を十分お聞きしながら、市として

こういった形で支援することができるのかなど、そういったことを含めて連携させていただきたいと考えております。

○事務局： 続きまして、2点目の部分です。

先ほどの入院中の精神障害のある方の地域移行という部分が東京都から示された後につきましては、相談支援サービスの地域移行支援、または地域定着支援の部分に落とし込む形になっております。なので、どれほどの数値が示されるかは全くわからないのですけれども、それを案分したような形でここの数値も変えていくものと考えております。

○会 長： よろしいでしょうか。

○委 員： ありがとうございます。

○会 長： その他、ご質問はございますでしょうか。

○委 員： 23ページから24ページにかけて、就労移行支援、それから就労継続支援のA型がありますけれども、これは計画の数字で言いますと、実利用者のところ、サービス量もそうですが、23年度の114人から24年度は71人と大幅に下がります。それから次のページのA型についても実利用者のところが22人から15人に下がりますけど、これは国の基本指針との関係性ではどのようなことになるのか、説明をお願いいたします。

○会 長： ありがとうございます。では、事務局のわかる範囲でお願いします。

○事務局： 例えば就労移行支援の部分になるのですが、今現在、23年度の計画値は確かに114人ですけれども、実績値で言いますと41人となっております。

この段階で計画値と実績値の開きもございますので、あくまで第2期の計画値は、そこまでの数値としてとらえております。

第3期の計画値につきましては、現状の実績と伸び率を考えており、例えば就労移行支援では24年度計画値が71名、26年度が77名という数値を立てています。第2期の計画値との兼ね合いというよりは、現状の実績や利用者の伸びなど、いろいろな要素を勘案したものとなっております。

都の指示との兼ね合いでいうと、数値目標では確かに何割という表現がありましたが、こちら就労移行支援の部分につきましては、利用者の実績、利用者の動向を中心に考えさせていただいております。計画値と実績値の開きが極端に大きくなってしまわないためにも、計画としましては実績値を中心にした数字で考えさせていただいております。就労移行支援及びその次のページの就労継続支援につきましても同様です。

○委 員： それは、国の基本指針には違反しないということになる、各地域の実情によって計画値を変えてよろしいという決まりがあるのですね。

○事務局： おっしゃるとおりでして、前回の協議会でも示しましたとおり、国の指針の中にも「地域の実情にあわせた」という表現がございますので、それに基づいて計画を立てております。

○委員： わかりました。

○会長： ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

○委員： 23ページと24ページで、生活介護と就労移行支援と就労継続支援B型の目標数値が書かれていますけれど、実際、既存の施設が新体系に移行する部分もあると思うので、現実的に新しい利用者をどれだけ受け入れられるのか、それぞれ生活介護だったら何人、就労移行だったら何人というのがわかれば教えてほしいです。

○会長： 事務局、動向を押さえていますか。

○事務局： 今のご質問は、例えば生活介護において今後の施設の受け入れ人数として、3カ年についてどのように把握しているかということでしょうか。

○委員： 平成23年度の実績から26年度までで、生活介護だと118名増えていますけれど、例えば平成24年度に旧体系の施設が新しい事業体系に移行した場合、利用者の数はもう既に定員いっぱいに入っていることも考えられるので、そうすると新しく受け入れられる障害者はいないじゃないですか。

要は、118名の増のうち30名はもう既にいるとか、26年度までに新たに受け入れられる人数は80名だとか、そういうことはわかるのかなと思ひまして。

○事務局： すみません、今は即答できるデータを持ち合わせておりません。

○委員： その人数がはっきりすると、今後の卒業生とか、新たに受け入れられる人がこれだけいるから、あとどのぐらい必要だというのが明確にわかるのではないかと思ったので。ここがわかると本当はいいと思います。

○事務局： この3年間のサービス見込みについては、第2期における数値の推移、それから今後の、例えば特別支援学校に在学している生徒数ですとか、そういったことを勘案して、算出した数字となっています。

施設整備のその部分につきましては、現状の、これから先の受け入れ状況を見まして計画的に整備していかななくてはいけないと考えております。

ただ、新体系に移行する施設の旧体系における人数は、今は数字がございませんので、その辺につきましては、後日、わかりましたらご報告させていただきます。

○委員： それと、23年度の実績に関しては、23年度に新体系に移行する施設の数も入っているのですか。

○事務局： 生活介護の23年度実績については、7月時点での実績となっています。なので、例えば年度末に移行する施設があった場合は、その数は勘案していません。そういった移行の状況も含めて、第3期の計画値を算出しています。

○会長： 細かい話になりましたけど、今の事務局の説明ですと、23年度実績の402人というのは7月までに新体系に移行した施設の定員数を含んだ数ですね。

今後、来年の3月までに、一応、新体系にみんな移行すると伺っております。それをさらに加味して、なおかつ新しく事業展開されるかどうか知りませんが、それも

加味した数値が480人、平成24年度移行の数に、勘案してあるという理解でよろしいですか。

○事務局： はい。例えば、第2期の平成21年度、22年度の実績、こちらは3月実績です。第3期の24、25、26のこちらの数字も、3月時点での数値を予測していますので、23年度の実績のみ7月時点での数値、これが402人です。

第3期の24年度の480人というのは、月で言えば平成25年の3月の時点で480人の利用者がいるという考え方です。

402人という23年度の実績から24年度の480人という計画値への伸びの内訳としては、まず今年度中に旧体系の2施設が新法移行することでの人数増を見込んでいます。また、来年度には新規施設の建設による新規利用者の増と旧体系施設の移行が見込まれます。また、来年の4月の段階で児童福祉法が改正されまして、重度障害児の通所の方が、障害者の自立支援法のサービスの対象となりますので、その人数も含めた上で、来年の24年度末では480という数字を見込んでいます。

以上です。

○会長： よろしいでしょうか。

○委員： はい。

○会長： ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

○委員： 26ページの相談支援サービスのことなのですが、事業計画につきまして、40、70、110となっております。

先ほど伺いましたら、1,350人の障害者の方が対象だということなのですが、1つ心配なのは、これ以上に増えるのではないかなと思うのです。

そのときの事業者の対応というのが、指定相談事業者も含めて府中市では対応できるのだろうかというのが気になるところで、例えば事業者に対して、市として人材育成をするとか何らかの支援をするとか、そういうことは考えているのだろうかというのが1つ、聞きたいです。

もう1点は、たしか相談支援につきましては、自治体の中で、中核となる施設を1つ設けるといのがあったような気がするのですが、それは府中市の場合はどうかなのかということをお伺いしたいです。

○会長： ありがとうございます。中核センターの話ですね、事務局、計画、何かありましたらお願いします。

○事務局： 計画相談支援のこの実際の供給に、心配があるというお話は、まさにそのとおりでございまして、これは恐らく府中市だけでなく、どこの自治体でも、このことについて大いに懸念しているところです。

今の段階で市として何か特別な支援を考えているのかということなのですが、4月からこの制度改正の部分についてスタートして、法律上は3年間かけてやっていくとい

うことになっておりますので、スタートした時点から実際の供給状況、計画を必要とする方の実際の量とかも見ながら、当然、東京都の研修等での支援状況なども勘案して今後検討していきたいと考えております。

それから、2点目は基幹センターのお話ということになると思います。

これにつきましては、4月以降の法改正の部分なのですが、これについては一応設置は任意という形になっております。これから、市内にあります委託相談事業所ともよく話し合いをしながら、また自立支援協議会にもご相談しながら検討していきたいと考えております。

○会 長： よろしいでしょうか。その他、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会 長： 特になければ、2番目の議題につきましては、今、皆さん方からちょうだいしましたご意見、それからお預かりしました点を加味して、新しい素案、修正版ということで確定をして、また皆さん方にお示ししたいと考えております。

それでは、第4章をお願いします。

(※事務局より資料2 第4章について説明)

○会 長： 事務局から説明がありましたけれども、ご質問、ご要望等ありましたら承りたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会 長： 特にここはよろしいでしょうかね。

それでは、繰り返しになりますが、皆様方から議題につきましていただいたご要望等を勘案しまして、最終案をこれから調整したいと思っております。

### (3) パブリック・コメントについて

それでは、議事の3番目になります。パブリックコメントについてということで、事務局から説明をお願いします。

(※事務局より資料3について説明)

○会 長： ありがとうございます。パブリックコメントというよりは、来年の3月までの大体のこの会議のスケジュール、目標、目的について説明がありました。

この資料3につきまして、ご質問などございましたら、皆さん方のご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。特によろしいようございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会 長： それでは、次の議題、次回の日程並びに次回以降の日程につきまして最終確認ということでお願いしたいと思います。

#### (4) 次回日程について

○事務局： それでは、次回の日程ですが、来年の1月26日木曜日、時間は同じく午後2時から、場所は第2会議室にて行う予定です。

第6回、最後の会議につきましても日程調整をいたしまして、次の開催通知までには日程を決めたいと思いますので、早目に皆様にご連絡できるようにしたいと思っております。

○会長： ありがとうございます。来年の年明け2回ほどこの会議を催すことになりました。また、皆さん方、なるべく日程等をご調整いただいて、ご参加をお願いしたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、最後になりますけども、これで本日の議事は無事滞りなく終わりましたが、その他、皆さん方からご意見、ご要望等ございましたら承って閉会にしたいと考えております。

○委員： 質問ですが、市町村の相談支援機能強化事業というのはどのような事業なのかちょっと教えていただきたいです。

○会長： 事務局、よろしく願いします。

○事務局： 27ページ、地域生活支援事業の(1)の②市町村相談支援機能強化、これは一般的な相談支援事業に加えまして、専門的な職員を配置することによって、その相談機能の強化を図るという内容でございます。

具体的には社会福祉士ですとか、精神保健福祉士等を配置するという内容でございますけれども、府中市の場合はこういったこの強化事業に相当するものを既に実施しております。改めて地域生活支援事業として行う予定は現在のところないという形で掲載させていただいております。

○委員： ありがとうございます。

○会長： ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長： 特になければ、以上をもちまして本日の会議を閉会とさせていただきたいと思っております。

どうも、長時間、お疲れさまで、ありがとうございました。